

社会福祉法人おかざき福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おかざき福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条、福祉サービスに関する苦情解決規程第9条、平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員会委員、運営推進会議委員及び理事長が特に認めた役職（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り、報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、常務理事を除き、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び常務理事の報酬等の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第3条第2項に準じた日とする。

- 2 前項以外の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。ただし、都合により年度末とすることができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する

別表1 (報酬等基準額表)

号給	日額 (円)	号給	日額 (円)
1	2, 1 2 0	1 7	5 0, 0 0 0
2	3, 1 7 0	1 8	5 5, 0 0 0
3	5, 3 1 0	1 9	6 0, 0 0 0
4	8, 4 9 0	2 0	6 5, 0 0 0
5	1 0, 5 5 0	2 1	7 0, 0 0 0
6	1 3, 5 0 0	2 2	7 5, 0 0 0
7	1 6, 8 0 0	2 3	8 0, 0 0 0
8	1 9, 5 0 0	2 4	8 5, 0 0 0
9	2 3, 0 0 0	2 5	9 0, 0 0 0
1 0	2 6, 0 0 0	2 6	9 5, 0 0 0
1 1	2 8, 8 0 0	2 7	1 0 0, 0 0 0
1 2	3 2, 0 0 0	2 8	1 0 5, 0 0 0
1 3	3 5, 0 0 0	2 9	1 1 0, 0 0 0
1 4	3 8, 0 0 0	3 0	1 1 5, 0 0 0
1 5	4 1, 0 0 0	3 1	1 2 0, 0 0 0
1 6	4 5, 0 0 0		

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

	日額
法人及び施設業務のための出勤	別表1 31号給
理事会等会議への出席	支給なし

(2) 常務理事

	日額
法人及び施設業務のための出勤	別表1 10号給
理事会等会議への出席	支給なし

(3) 評議員

	日額
評議員会への出席	別表1 9号給
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	別表1 9号給

(4) 理事

	日額
理事会等会議への出席	別表1 9号給
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	別表1 9号給

(4) 監事

	日額
監事監査等への出席	別表1 9号給
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	別表1 9号給

(5) 第三者委員

	日額
理事会等会議への出席	別表1 9号給
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	別表1 9号給

(6) 評議員選任・解任委員会委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	別表1 9号給
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	別表1 9号給

(7) 運営推進会議委員

	日額
運営推進会議への出席	別表1 2号給
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	別表1 2号給

(8) 理事長が特に認めた役職

	日額
法人及び施設業務のための出勤	別表1 9号給